

農業者年金制度10月から発足

農業者の方々の、重大な関心事であった、農業者年金法の実施の時期になりました。この制度のしくみのあらましは次のとおりです。

＜目的＞
農業者の老後の生活保障を充実することにより、農業経営の規模の拡大や、経営者の若返りをはかる。

＜実施時期＞
昭和45年10月1日から実施し、掛金の納付は、昭和46年1月分からはじまる。

＜加入対象者＞
①被加入者
国民年金の加入者であって、定額の保険料と所得比例制保険料（加算年金保険料）をかけている人で、農業経営規模が0.5ヘクタール以上の経営主とその後継者1人

②希望加入者
経営規模が0.5ヘクタール以下であっても、一定の要

件（所得の程度など）に該当していれば、希望によって加入することができます。

③但し、昭和46年1月1日現在で満55才未満の人。

④支給年齢
①60才までには経営の移譲があれば60才から65才まで、60才を過ぎてから経営移譲は、そのときから65才まで、②65才から、農業者老令年金となり、国民年金と合わせて支給される。

⑤保険料
月額750円を、60才までかける。

⑥給付の種類と年金額は下の表のとおり

⑦事務の取扱
農業団体が取扱いの窓口になる。該当する方には、近く通知がありますから、それにより、加入手続きをさせて、たのしい老後に備えて下さい。

給付	要件	支給年齢	年金額
経営移譲年金	保険料納付済期間が20年以上である者が65歳に達する前に経営移譲をしたときはその時から。保険料納付済期間が20年に満たない者が経営移譲をした後60歳に達する前にその期間が20年に達した時は60歳から支給	60歳から65歳まで支給	計算方法 800円×納付済月数=年金額 20年納付 月額 16,000円 25年納付 " 20,000円 5年納付 " 8,000円 (特例) (800円×納付済月数) + (800円×(240-納付済月数)× $\frac{1}{10}$)
		65歳から支給	計算方法 (800円×納付済月数) × $\frac{1}{10}$ = 年金額 20年納付 月額 1,600円 25年納付 " 2,000円 5年納付 " 800円 (特例)
農業者老令年金	保険料納付済期間が20年以上あれば経営移譲の要件を問わず65歳から支給	65歳から支給	計算方法 200円×納付済月数=年金額 20年納付 月額 4,000円 25年納付 " 5,000円 5年納付 " 1,000円 (特例)
脱退一時金	保険料納付済期間が3年以上の人が農業者年金資格を喪失したときに支給	納付期間	3年 30,000円 5年 50,000円 10年 125,000円 15年 200,000円 25年 350,000円
死亡一時金	保険料納付済期間が3年以上の人が65歳に達する前に死亡したときに支給	納付期間	39年以上 560,000円

天然記念物 越後のとうまる

九月二十一日、岩鷄と分け合うような、極く室村役場で、見なれぬ少数の愛鶏家によって、漸く命脈を保たれてきたのである。「とうまる」もまた保存連合会結成総会」とい

規約を決め、役員を選んだあと、「とうまる」の苦しい現状や、今後の保存対策などが、熱く討議された。

「とうまる」は、越後の特産で、秋田の「声良」や土佐の「東天紅」と共に、日本三大長鳴鶏として有名である。

「とうまる」の成鶏は、高さ約一米、体長約一・二米、体重五・六斤位の、立派な体格になり、黒の中に七色の輝きを秘めたような見事な羽毛を誇っている。

よく訓練された「とうまる」の、力強く美しい鳴声を図に表わすと、ひらがなの「の」の字に似ていることから、「の」の字鳴き」ともいわれる。ひと鳴き二十秒近い長さとい、抑揚のきいた音色の豊かなチャンピオンの風格を備えている。

そんな、すばらしい「とうまる」だが、戦前戦後の食糧難時代に、つとめ数が減ってしまい、自分の食を

九月二十一日、岩鷄と分け合うような、極く室村役場で、見なれぬ少数の愛鶏家によって、漸く命脈を保たれてきたのである。「とうまる」もまた保存連合会結成総会」とい

規約を決め、役員を選んだあと、「とうまる」の苦しい現状や、今後の保存対策などが、熱く討議された。

「とうまる」は、越後の特産で、秋田の「声良」や土佐の「東天紅」と共に、日本三大長鳴鶏として有名である。

「とうまる」の成鶏は、高さ約一米、体長約一・二米、体重五・六斤位の、立派な体格になり、黒の中に七色の輝きを秘めたような見事な羽毛を誇っている。

よく訓練された「とうまる」の、力強く美しい鳴声を図に表わすと、ひらがなの「の」の字に似ていることから、「の」の字鳴き」ともいわれる。ひと鳴き二十秒近い長さとい、抑揚のきいた音色の豊かなチャンピオンの風格を備えている。

そんな、すばらしい「とうまる」だが、戦前戦後の食糧難時代に、つとめ数が減ってしまい、自分の食を

農業者転職訓練

十月からはじまる

農業者転職訓練は、農業以外の産業へ就職を希望する農業者のために、これからのための職業に必要な技能と知識を与え、よい雇用条件で就職できるように行なうものです。

十月から、県立専修職業訓練校で開始されます。

訓練校の開始は、公共職業安定所・県立専修職業訓練校・町村役場・農業委員会・農業協同組合または、農業者の農業就業調査相談員（農業委員が兼務）におたずねの上、訓練受講希望者は、至急入校手続きをおとり下さい。

一、この訓練を受けることができる人

(1) 現在、農業に従事している人か、または、公共職業安定所へ、求職申込みをする人で、その申込みをする前一年以内に、農業に従事していた人。

(2) 日雇労働者・パートタイマーなど、臨時的に雇用されている人で、安定した職業についていない人。

(3) 農業構造改善に伴い、農業以外の職業に就こうとする人。

二、この訓練は、十月から開始され、訓練期間は六か月間です。

(1) 県立新潟専修職業訓練校
・板金科
・溶接科
・建築科
・事務科

(2) 県立三条専修職業訓練校
・溶接科

(3) 右のほか、高田（溶接・建築）・柏崎（建築・建築ブロック）・魚沼（建築・左官）があります。

三、授業料は無料です

訓練期間中は、別表の手当が支給されますので、安心して訓練を受けることができます。

四、訓練が終了と就職のあつせんをします

訓練終了後は、公共職業安定所が就職のあつせんをします。

産業界は、技能者が不足しておりますので、よい雇用条件で就職することができます。

また、アセチレンガス溶接士免許など、職業に必要な資格を与えられますから、将来長く役に立てることが出来ます。

農閑期の出稼ぎは 職安や役場の就労相談所へ

秋の収穫も終わろうとしていますが、皆さんのなかには、農閑期を利用して、他産業へ出稼ぎしようという、計画を立てている方もあるかと思えます。

県外はもちろん、通勤出稼ぎを定所や、役場の就労相談所に申込んで、働くようにして下さい。

事業所との直接交渉で、不利になつたとする例が、過去にたくさんあります。例えば、賃金が他より低かったり、労働時間や安全

性など、労働基準法に違反したり、なかには、賃金が運配や不払いになったり、遅配や不払いになったり、行方不明になったり、留守家族を泣かせている例などです。

家族に不安をもたせず、安心して働くには、職安や役場を利用することです。職安には、好条件の求人がたくさんあります。

ご遠慮なく、公共職業安定所または、役場の就労相談所（農政課内）を利用して下さい。

転職訓練手当一覧表

訓練手当の名称	支給される額	備考
基本手当	日額440~520円	
扶養手当	最高日額 100円	扶養家族を有する者
技能習得手当	講習 日額 225円	
	通所 最高月額3,500円	職業訓練校まで2km以上の通学距離で交通機関が交通用具等の使用者に支給する
寄宿手当	月額 6,200円	扶養家族と別居して訓練を受ける者に支給する
特定職種訓練奨励金	月額 2,000円	板金科、溶接科、建築科、左官科の訓練を受ける者に支給する

秋の全国交通安全運動

十月六日~十五日

重点目標

①歩行者、特に子どもと老人の事故防止

ア、幼児および小学校低学年児童に対する、とび出し事故防止のための安全確保と、保護者に対する啓蒙。

イ、小中学生および高校生に対する、自転車等の整備点検と、安全な乗り方の指導。

②飲酒運転事故の防止

ア、飲酒運転の厳重な取締りと、酒類提供業者に対する指導強化。

イ、職場における、運転免許所持者に対する、管理および指導の強化。

ウ、飲酒運転の誘因となる慣行をやめる地域活動。

例えば、
・会合には酒を出さない
・酒の出る会合には、車を運転しない
・酒を呑んだ時は、車を置いて帰る。

③無謀運転事故の防止

ア、信号無視・スピード違反、無理な追越し・荷物の積み過ぎ・歩行者防害などの、無謀な運転に対する指導および取締り。

イ、職場における適正な運転指導および取締り。

管理の確保。

④ヘルメット着用運動

二輪車を運転するときは必ずヘルメットを着用することを徹底しよう。

⑤騒音運転の防止運動

車の消音装置不良車（わざとつけているもの）があり二輪車に特に多いのしめ出し運動。

・監視と警告
・車両ナンバーの通報

巻地区内の運動

巻地区内の交通安全対策協議会として、特に次の実践運動を提唱する。

①五分前出発運動
予定時間の五分前に出発して、余裕のある運転をする習慣をつける運動。

②ヘルメット着用運動

世界の願い交通安全

あぶないよ、遊んでいる子に声かけて

岡村守
(室村日本鶏保存会)
堀越与三郎
(蜀鶏保存会)
石塚鶴雄
(彌彦神社日本鶏の会)
市村寅治
(上越日本鶏保存会)

顧問
新潟県知事 亙 四郎
県議会議長 相場一清
彌彦神社宮司 佐本光政
新潟県教育長 佐藤貞三
農林部長 川田稔
県文化財委員 小林静夫
県養鶏試験場長 江村重雄
大滝恭二郎
県中央畜産保健衛生所長 玉木直彦
岩室村議会議長 本間十郎
高田市長 小山元一
天然記念物蜀鶏保存会 審査員 萩野雄堂
相場京治
相場京治

幹事
県社会教育課 伊藤正一
蜀鶏保存会 本田代五郎
彌彦神社 小橋栄一郎
岩室村公民館 小野光弘
石塚義克

理事
副会長 樋口栄作
(天然記念物蜀鶏保存会)
同 藤沢法也
(彌彦神社日本鶏の会)
同 木村佑一
(蜀鶏保存会)
同 笠原左一
(彌彦神社日本鶏の会)
同 五十嵐留伯
同 鈴木吉彦
(下越日本鶏保存会)
同 森田智策
(上越日本鶏保存会)
同 小林茂石 二門